小牧市

令和９年度

償却資産（固定資産税）申告の手引

償却資産の申告期限は

令和９年２月１日(月)

免税点の引き上げ

令和９年度より償却資産の免税点が**１５０万円**から**１８０万円**に引き上げられます。
所有する償却資産の課税標準額の合計が１８０万円に満たない場合は、償却資産に対する固定資産税は課税されません。

お知らせ

小牧市では、SDGｓの取組みのひとつとして、ペーパーレス化を推進しています。
その一環として、来年度（令和１０年度用　償却資産申告書）から償却資産申告書一式の事前送付の対象者を変更します。

現　在：前年に**紙の申告書**を提出した方（免税点以上）
　↓
変更後：前年に**小牧市が事前送付した紙の申告書**を提出した方（免税点以上）

※システムから出力した様式など、**小牧市作成の様式以外**で申告した方には、令和１０年申告分以降は、**申告書一式の事前送付を行いません。**

償却資産についての問い合わせ・提出は
〒４８５－８６５０　小牧市堀の内三丁目１番地
小牧市役所　総務部　課税課
家屋係償却資産担当（本庁舎２階 ⑤番窓口）
開庁時間　**午前９時～午後４時**
代表電話（０５６８）７２－２１０１　内線４１２０・４１２１
直通電話（０５６８）７６－１１１５

１．　償却資産の申告

（１）　申告していただく方

令和９年１月１日（賦課期日）現在、小牧市内に**償却資産**を所有している方。

＜**償却資産**とは＞

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は、減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます）をいいます（地方税法第３４１条第４号＜固定資産税に関する用語の意義＞）。

償却資産の所有者は、地方税法第３８３条の規定により、毎年１月３１日までに１月１日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

（２）　提出していただく書類

１．償却資産申告書

２．種類別明細書

新たに申告される方　令和９年１月１日に所有しているすべての資産を記載して提出してください。

前年度申告された方　令和８年１月２日から令和９年１月１日までの間に増加・減少があった資産を加除修正して提出してください。

前年の申告を電子申告で行った方については、小牧市から事前の書類の送付は行いません。引き続き電子申告のご利用をお願いします。

前年に郵送や窓口で紙の申告書を提出された方には、事前に申告書様式をお送りしますので、変更内容を書き加えたものを提出してください。

※次回（令和１０年度申告用）以降、申告書様式の事前送付は、前年申告を小牧市様式の紙の申告書を提出された方宛てにのみ行います。お使いのシステムから出力した様式等、**任意の様式を使用している方は、来年度から事前の送付を行いません**ので、ご注意ください。

なお、前年の課税標準額の合計が免税点（１８０万円）未満、かつ前年に紙の申告書を提出された方には、１１月頃に照会はがき（往復はがき）をお送りします。内容をご確認の上、必要な場合は、はがきの返送をお願いします。

白紙の申告書のダウンロード及び記入例について

ホームページに償却資産申告書と種類別明細書の様式及び記入例を掲載しています。

- 償却資産申告書及び種類別明細書のダウンロードはこちら（小牧市ＨＰ、ページＩＤ：５２４０）
 https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/soumu/kazei/4/5240.html

（３） 提出方法

① 書類（紙）で提出される場合

小牧市役所課税課（本庁舎２階、⑤番窓口）へ持参、又は郵送でお願いします（用紙は折り曲げ可）。償却資産申告書と種類別明細書をご提出ください。

郵送される方で控えに受付印を必要とされる場合

返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を同封してください。

（受付印が不要な方は控え及び返信用封筒を同封していただく必要はありません。）

※独自の様式を利用して申告をされる方で、増加資産明細書、減少資産明細書を作成されている場合は、申告書と併せて提出をお願いいたします。

② 電子申告（eLTAX）を利用される場合

電子申告を行う場合は、事前の手続きが必要となります。電子申告の利用方法については地方税共同機構へお問い合わせください。

地方税共同機構 ヘルプデスク 電話 0570-081459（つながらない場合 03-5521-0019）

ホームページ https://www.lta.go.jp

２． 償却資産の範囲

（１） 償却資産の種類

課税の対象となる償却資産を、固定資産税上の資産の種類に分類すると次のようになります。

資産の種類		主な償却資産の内容
第１種	構築物（建物附属設備を含む）	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設、よう壁等 建物附属設備 １ 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 ２ テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）
第２種	機械及び装置	工作機械、印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「０」、「００～０９」、「０００～０９９」、「００Ａ～０９Ｚ」、「０Ａ０～０Ｚ９」及び「０ＡＡ～０ＺＺ」）、駐車場機械装置等
第３種	船舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第４種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第５種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「９」、「９０～９９」、「９００～９９９」、「９０Ａ～９９Ｚ」、「９Ａ０～９Ｚ９」及び「９ＡＡ～９ＺＺ）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。ただし、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。
第６種	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

※特定付帯設備の詳細は６ページ参照

（２）申告の対象となる資産

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

なお、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

① 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
② 償却済資産（減価償却を終えた資産）
③ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
④ 未稼働資産（すでに完成しているが、未だ稼働していない資産）
⑤ 建設仮勘定で経理中の資産で令和９年１月１日にその全部又は一部を事業の用に供している資産
⑥ 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業のために使用されている資産
⑦ 改良費（新たに資産を取得したものとみなす。本体とは別資産として申告が必要）
⑧ 中小企業者等の少額資産特例を適用して損金算入する資産
⑨ 決算期以後１月１日までの間に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産

（３） 申告の必要のないもの

① 家屋として固定資産税の対象となるもの（５ページ参照）
② 自動車税、軽自動車税の対象となるもの
③ 無形減価償却資産（例：特許権、営業権、ソフトウェア）
④ 耐用年数１年未満の資産
⑤ 取得価格が１０万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの
⑥ 取得価格が２０万円未満の資産で、法人税法等の規定により３年間で一括して均等償却するもの

※ ⑤⑥の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

＜参考　国税と地方税の取得価額による取扱いの違い　※国税と地方税の違いの詳細は４ページ＞

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	**申告対象**
	20万円以上	減価償却	**申告対象**
法人の場合	10万円未満	損金一括算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	**申告対象**
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	**申告対象**
	20万円以上	減価償却	**申告対象**

３．　法人税・所得税との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご留意ください。

項　　目	**固定資産税（償却資産）の取扱い**	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	**暦年（賦課期日制度）**	事業年度
減価償却の方法	**一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様。**	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 （建物については旧定額法） 【平成19年４月１日以降取得】 定率法、定額法等の選択制度 （建物並びに平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法）
前年中の新規取得資産	**半年償却（１／２）**	月割償却
圧縮記帳の制度	**認められません。**　（注１）	認められます。
特別償却・割増償却	**認められません。**	認められます。（租税特別措置法）
増加償却	**認められます。**	認められます。（法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	**取得価額の１００分の５**	備忘価額（１円）まで
改良費（資本的支出）	**区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）**　（注２）	原則区分評価
少額の減価償却資産 （使用可能期間が１年未満又は取得価額が10万円未満の資産）	**一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外**　（注３）（注６）	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする （法人税法施行令133条又は所得税法施行令第138条）
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	**３年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外**　（注４）（注６）	３年間で損金又は必要な経費に算入が可能 （法人税法施行令第133条の２又は所得税法施行令第139条）
即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上40万円未満の減価償却資産）（注５）	**課税対象になります。**　（注５）	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 （租税特別措置法第28条の２又は同法第67条の5）

（注１）圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮前の取得価額としてください。

（注２）平成 19 年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。

（注３）法人は減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注４）法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注５）中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成 15 年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に 30 万円未満（令和８年４月１日以降は 40 万円未満）の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます（平成 18 年４月１日以降は上限 300 万円まで）。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年４月１日から平成 18 年３月 31 日までに取得した資産となります。固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注６）令和４年４月１日以降に取得し、かつ、貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供した資産は、取扱いが変更となりましたので御注意ください。

4．　固定資産税における家屋と償却資産について

固定資産税における家屋とは、「耐久性のある屋根及び周壁又はこれに類するものにより外界から遮断された一定空間を有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるもの」をいいます。したがって、**税務会計上、建物及び建物附属設備として区分され得るものであっても、固定資産上、構築物などに該当する場合があります**。主なものを例示すると次のとおりです。

※家屋と設備等の所有関係が異なる（テナント等）の場合は、当該設備はすべて償却資産の対象です。

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
建築工事	内装・造作等		床・壁・天井仕上（テナント施工のものを除く） 店舗造作等工事一式（テナント施工のものを除く）
電気設備	動力配線設備	**特定の生産又は業務用(*)**の動力配線設備一式	動力配線設備一式 動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器 金属ダクト、配線、プルボックス
	幹線設備	高圧幹線設備一式	低圧幹線設備一式 （配電盤から分電盤等までの配線・配管）
	電力引込工事	設備一式	
	中央監視装置	装置一式（監視盤・センサー、配管・配線）	
	受変電設備 (特別)高圧受変電設備 (キュービクル)	受変電設備一式 受電盤（開閉装置、計器類、保護装置）、 変圧器（トランス）、フィーダ盤、蓄電器（コンデンサー） 配電盤、配線・配管	
	予備電源設備	発電機設備一式、蓄電池設備一式 無停電電源設備（UPS） 定電圧定周波電源装置（CVCF） 直流電源装置、静止形電源設備、配管・配線	
	太陽光発電設備	発電設備一式（太陽電池パネル ※屋根材一体型ソーラーパネルを除く）、パワーコンディショナー、保護回路、配線・配管、架台	太陽電池パネル（屋根材一体型ソーラーパネル）
	電灯設備 (電灯コンセント配線設備・照明設備)	**屋外の照明設備** 照明器具（外灯、庭園灯、街路灯、フットライト、 地中埋込灯）、配管・配線 避難口誘導灯、非常灯照明器具等、航空障害灯 投光器、スポットライト、電球、蛍光管	電灯コンセント配線設備 電灯分電盤、配管・配線、アウトレットボックス、スイッチ コンセント類、フロアコンセント類、ワイヤリングダクト **屋内の照明設備**
	電話設備	電話機、交換機、電源装置（蓄電池、充電器） 携帯電話・PHS用アンテナ設備	電話配線設備（端子盤、配管・配線、プルボックス、 ボックス類、ケーブルラック）
	監視カメラ設備 (ITV・CCTVカメラ)	カメラ、受像機（テレビ）、ITV架	配管、同軸ケーブル（配線）、接栓、ボックス類
	LAN設備	設備一式（LANボード、サーバー、ハブ・ルーター、ケーブル）	
衛生設備	給水設備	**水道引込設備**（水道メーターから外側の水道本管等） **特定の生産又は業務用(*)**の給水設備 水質改良等のための機器類（浄水器、活水器等） 給水塔 その他**屋外の給水設備**（散水栓、洗車用等） ※屋外に設置されている高架水槽や受水槽等の給水設備であっても配管等により屋内の機器と一体になって効用を発揮しているものは家屋	**屋内の給水設備** 配管、高架水槽、バルブ、ポンプ、ボールタップ カラン（水栓）、受水槽・受水タンク
	排水設備	**屋外の排水設備**（公共ます・浄化槽設備から外側の排水管等） **特定の生産又は業務用(*)**の排水設備	**屋内の排水設備** 配管、バルブ、ポンプ
	衛生器具設備	タオル掛け、化粧鏡・姿見、紙巻器、ハンドドライヤー ベビーシート、ベビーチェア、多目的シート、着替え台	屋内の器具設備（大便器、小便器、洗面器、流し等） ユニットバス、ユニットシャワー、システムキッチン、浴槽 洗面化粧台、風呂釜、浴室換気乾燥機、温水洗浄便座
	浄化槽設備		し尿浄化槽等設備一式（建築設備の要件を満たす場合）
	ガス設備	**屋外の供給本管**（ガスメーターから外側の配管）	配管、バルブ、ガスカラン
空気調和設備	空調設備	**ルームエアコン**（ウインド型、壁掛型） **特定の生産又は業務用(*)**の空調設備	中央式空調設備 冷凍機、冷却塔、ボイラー、オイルタンク 個別空調設備 マルチユニット機器、パッケージ機器、全熱交換器
防災設備	火災報知設備	屋外の装置（配線を含む）	火災報知設備
	消火設備	消火器、ホース、ノズル、ガスボンベ（ハロゲン、炭酸ガス） 屋外の消火栓設備 パッケージ型消火設備	消火栓設備（消火ポンプ、配管、バルブ、消火栓等） ドレンチャー設備、スプリンクラー設備、不活性ガス消火設備 泡消火設備

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
運搬設備	昇降設備	リフト（工場用）	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機
	垂直搬送設備	設備一式	
	製品搬送設備	工場用ベルトコンベア設備、ループシステム設備	事務用ベルトコンベア装置
その他の設備	既製間仕切 パーティション	簡易な可動間仕切（取付支柱等が天井までないもの） 衝立	可動間仕切（取付支柱等が天井まであるもの） スライディングウォール
	厨房設備	事業用の厨房設備（飲食店、ホテル、社員食堂等） 機器一式（調理器具、食器洗浄機、製氷機、食品保存庫、冷蔵庫、温蔵庫、下膳システム機器等） 厨房除害設備（グリストラップ等）	システムキッチン（特定の生産または業務用（飲食店等）の厨房設備を除く）
	医療機器設備	各種の医療機器・装置及びユニット 医療用ガス設備及び吸引設備における配管 医療用ガス設備一式（吸入口、ボンベ等） 吸引設備一式（真空ポンプ等） 消毒設備一式（消毒機器） 手術設備一式（手術台等） Ｘ線設備一式（Ｘ線装置、配線）	
	POSシステム	機器、配管・配線	
	駐車場設備	駐車料金自動収納装置一式 カーゲート、車止め、カーブミラー	自走式駐車場（鉄筋コンクリート造等の建造物）
	駐輪場設備	駐輪設備一式（駐輪ラック、サイクルコンベア）	
	広告塔・看板 サイン	広告塔・看板、ネオンサイン、文字看板、袖看板、案内板	
	カーテン ブラインド	カーテン、ブラインド、ロールスクリーン	
	外構工事	外構工事、囲障工事(塀、防壁、門扉、フェンス) 舗装路面(構内舗装、舗装道路) 庭園、花壇、芝生、パーゴラ、ポール、貯水池、井戸	
	緑化設備 水景設備	緑化設備一式 植栽、散水設備、排水設備、屋上・壁面緑化設備 水景設備一式	
	その他	メールボックス（集合郵便受、宅配ボックス）、キーボックス 掲示板、ウッドデッキ、防鳥ネット、AED、電波障害設備 日除けテント、バトン	シャッター、犬走り、キャットウォーク、ハト小屋 庇、樋、外階段、手摺り

＊ 特定の生産または業務用の設備について

家屋に設置される建築設備のうち、必ずしも家屋自体の効用と関係のない他の事業用目的のために設置される設備（動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその付属設備）は家屋評価に含まれず、償却資産として取り扱います。

＜例＞

・工場における製造用機械を動かすための動力配線等の電気設備
・精密機械工業等の工場における温湿度調和設備、集塵設備
・工業用水道配管・汚水配管
・浴場ボイラー（浴場業用、ホテル又は旅館用）
・厨房ボイラー（飲食店業用、ホテル又は旅館用）
・サーバー室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型サーバーの冷却のための専用空調設備

５．　固定資産税の分離課税の適用を受ける家屋に入居されたテナントの方

賃貸ビルなどを借り受けて事業される方（テナント）が、自分の費用で内装等（床、壁、天井の仕上げ、外装、造作等）をそのビル等に施した場合、**その内装等は家屋本体の評価から分離してテナント所有の償却資産として扱い（固定資産税の分離課税の適用）、テナントの方に課税させていただきますので、償却資産として申告してください。**この場合、次のことにご注意ください。

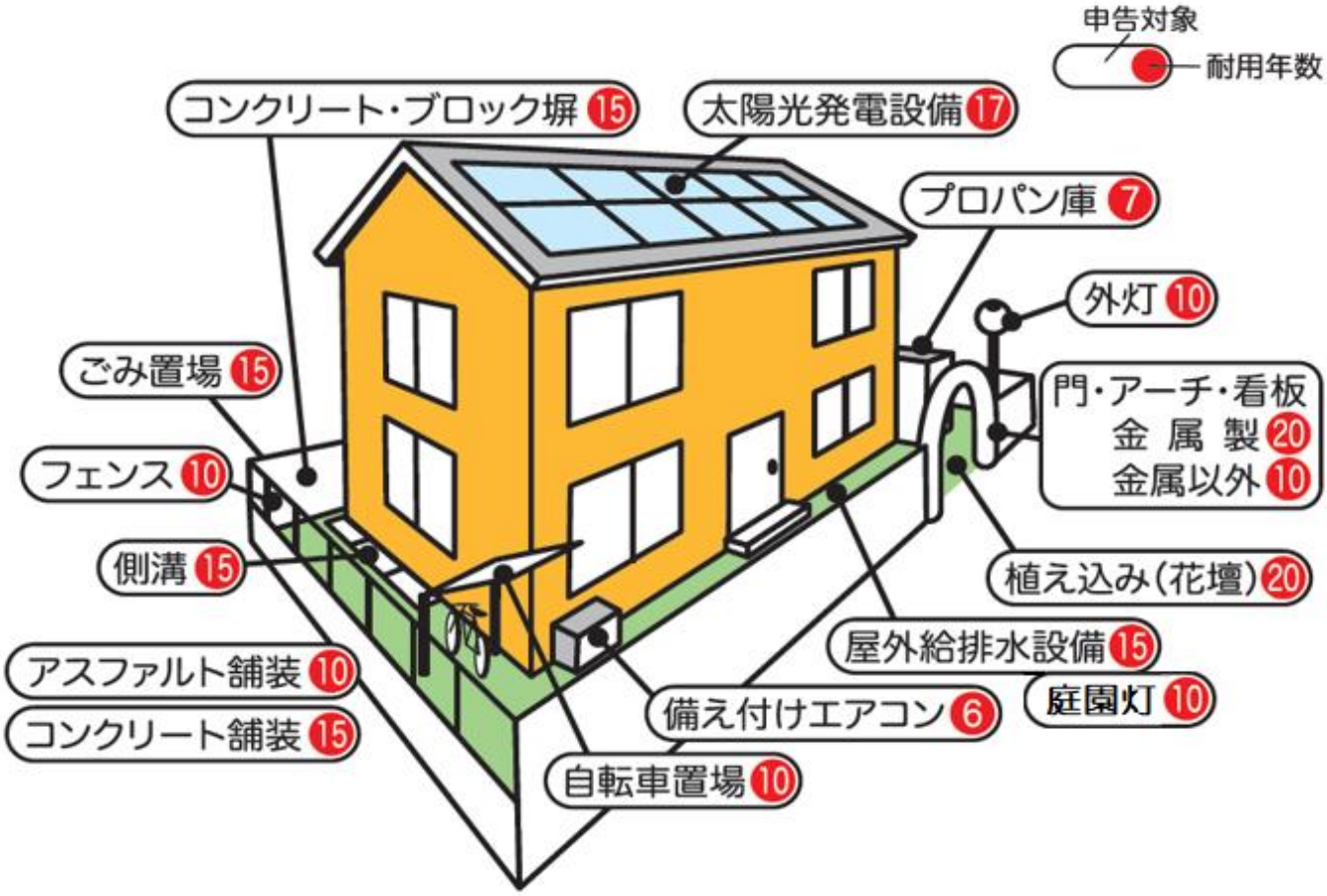
（１）　テナントの方は内装等の資産を他の一般の資産と併せて申告してください。

（２）　内装等の耐用年数については、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数で申告してください。

６．　賃貸用アパート、賃貸用家屋、貸駐車場を所有している方

賃貸用のアパート・貸店舗・駐車場等を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に償却資産に固定資産税がかかります（毎年１月３１日までに償却資産の申告を行う義務があります）。

不動産賃貸業における主な償却資産は下記のとおりです。



※屋根材一体型ソーラーパネルは償却資産の対象外です（家屋評価に含む）。

※エアコンのうち、ウインド型、壁掛型、床置形は償却資産の申告対象ですが、天井埋め込み等、容易に移動できない空調設備は償却資産の対象外です（家屋評価に含む）。

７．　農耕作業用の特殊自動車を所有している方

乗用装置を備えた農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車について、大型特殊車両に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

最高速度が３５㎞／h を超える場合：大型特殊車両に該当　→　**償却資産の申告が必要**

最高速度が３５㎞／h 以下の場合：小型特殊車両に該当　→　公道走行の有無にかかわらず **軽自動車の登録が必要**

※ただし、乗用装置を備えていない場合は、最高速度に関係なく償却資産として固定資産税の対象となります。

８．　評価額の計算

申告していただいた資産について、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基礎にして評価額を計算します。ただし、**評価額の最低限度は取得価額の５％で、それ以下には減価しません。**

（１）耐用年数は資産ごとに決まっています。その耐用年数に応じて、減価残存率が適用されます。
（１１ページ、１２ページ参照）

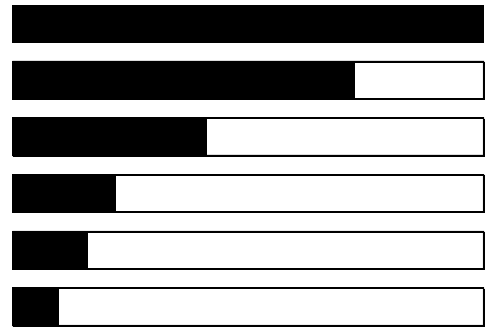
（２）前年中（令和８年１月２日～令和９年１月１日）に取得した資産の評価額

評価額　＝　取得価額　　×　「前年中取得」の減価残存率

（３）前年前（令和８年１月１日以前）に取得した資産の評価額

評価額　＝　前年度評価額　×　「前年前取得」の減価残存率

【例】取得価額　３０万円のネオンサイン（耐用年数３年）を購入した場合
減価残存率は１年目のみ 0.732 を、２年目以降は 0.464 を適用します。



取得価格	300,000円	
１年目評価額	219,600円	（300,000円 × 0.732=219,600円）
２年目評価額	101,894円	（219,600円 × 0.464=101,894円）
３年目評価額	47,278円	（101,894円 × 0.464= 47,278円）
４年目評価額	21,936円	（ 47,278円 × 0.464= 21,936円）
５年目評価額	15,000円	（ 21,936円 × 0.464= 10,178円）

（注）　取得価額の５％　＝　１５，０００円を最低限度とします。

（注）　このように評価額は、耐用年数（この例では３年）を過ぎても取得価額の５％に相当する額に到達するまでの間は、減価していきます。

なお、平成１９年以前に取得された資産のうち、平成２０年度税制改正で耐用年数の改正が適用された資産については、平成２０年度までは改正前の耐用年数で減価し、平成２１年度より新耐用年数で減価を継続していきます。平成２５年度改正の廃棄物処理用の自走式作業用機械設備についても同様です。

９．　課税標準額

賦課期日（１月１日）現在における各資産の評価額が課税標準額です。ただし、特例が適用される資産がある場合は、評価額から軽減額を差し引いたものが課税標準額となります。

１０．　非課税の適用を受ける資産

地方税法第　３４８条の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。これらの資産を取得した場合は、種類別明細書の右端の摘要欄にその適用条項を記載し、「固定資産税・都市計画税非課税申告書」（小牧市作成）に非課税の事業を証明する書類を添付して申告してください。

１１．　課税標準の特例

地方税法第　３４９条の３及び法附則第１５条等の規定に該当する資産については、税負担の軽減をはかるため一定の要件のもとに課税標準の特例が適用されます。これらの資産を所有されている場合は、種類別明細書の右端の摘要欄にその適用条項を記載し、「固定資産税課税標準特例適用申告書」（小牧市用）を提出してください。なお、新規取得時には特例適用の事実を証明する書類も添付してください。

▶　固定資産税課税標準特例適用申告書ダウンロードはこちら（小牧市ＨＰ、ページＩＤ：５２４０）
https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/soumu/kazei/4/5240.html

＜太陽光発電設備＞

グリーンイノベーション基金補助金の交付を受け、令和８年４月１日以降に取得した太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の発電設備に限る）が特例対象となりました。対象資産を取得された方は、グリーンイノベーション基金補助金交付決定通知書の写しを特例適用申告書に添付の上、提出してください。

＜中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき新たに取得した一定の設備＞

（１）　対象設備について

雇用者給与支給額を１．５％以上とする賃上げ方針を従業員に表明（賃上げ表明）したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率５％以上の投資計画に記載された設備、かつ、下記の最低取得価格以上のもの

①　機械装置　　１６０万円以上
②　測定工具及び検査工具　　３０万円以上
③　器具備品　　３０万円以上
④　建物附属設備　　６０万円以上（※家屋と一体で課税されるものは対象外）

（２）取得時期及び賃上げ方針による特例率及び特例期間について

根拠規定		特例対象資産		賃上げ方針表明	特例率	特例適用期間	固定資産税課税標準額特例適用申告書の提出時に必要な添付書類
条	項	資産	取得時期他				
地方税法附則第15条	第42項	中小企業者が、中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	1.5%以上の賃上げ	1/2	3年間	①先端設備等導入計画（写） ②先端設備等導入計画に係る認定書（写） ③認定経営革新等支援機関による事前確認書（写） ④認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写） ⑤従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写） 【リースの場合、⑥・⑦も併せて必要】 ⑥リース契約書（写） ⑦固定資産税軽減計算書
				3.0%以上の賃上げ	1/4	5年間	

▶　先端設備特例用の固定資産税特例適用申告書のダウンロードはこちら
（小牧市ＨＰ、ページＩＤ：４１５３３）
https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/soumu/kazei/4/41533.html

１２．　税額の算出

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額		税率		税額
所有資産すべてについて合算 1,000円未満切り捨て	×	100分の1.4	＝	100円未満切り捨て

※課税標準額の合計が１８０万円に満たない場合は、償却資産に対する固定資産税は課税されません。
ただし、申告は必要です。

※土地・家屋を所有している方は、合計した税額となります。

１３．　納期

納期は、１期（４月）、２期（７月）、３期（１２月）、４期（翌年２月）の４回です。

１４．　課税台帳の閲覧

申告及び調査に基づいて決定した新年度の価格等は、４月１日（市長が公示した日）から、課税課（本庁舎２階　⑤番窓口）で固定資産課税台帳の閲覧を行います。

１５．　償却資産の調査

申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第４０８条に基づき、実地調査をさせていただくことがあります。調査へのご協力をお願いします。また、調査に伴って現年度だけでなく過年度についても遡って課税しますので、ご承知おきください。

１６．　申告されない場合または、虚偽の申告をされた場合

償却資産の所有者は、賦課期日の毎年１月１日現在における償却資産について１月３１日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない（地方税法第３８３条）とされ、もし、偽りその他不正の行為によって固定資産税を免れた者や、正当な事由がなくて申告を行わなかった場合には、懲役及び過料が科されることがあります。

また、地方税法第４０８条に基づく実地調査を行った結果、申告もれが発覚した場合は、追徴課税に加えて延滞金が徴収されることがあります。

（参 考）

償却資産とその耐用年数

（抜粋）

資産の種類		細　目	耐用年数	細　目	耐用年数	細　目	耐用年数
1 構築物及び建物附属設備	構築物	ピチューマルス路面	3	打込み井戸	10	広告用のもの　金属造	20
		アスファルト舗装	10	工場緑化施設	7	広告用のもの　その他	10
		コンクリート路面・砂利道	15	庭園	20	農業用ハウス　鉄骨造	14
		金属製へい	10	仮設建物	7	農業用ハウス　ビニールハウス	8
		ブロックべい	15	街路灯	10		
	建物附属設備	可動間仕切り　簡易なもの	3	電気設備　蓄電池電源設備	6	アーケード・日よけ設備	15
		可動間仕切り　その他のもの	15	電気設備　その他のもの	15	冷暖房設備　22kW以下のもの	13
		屋外給排水設備	15	屋外消火栓	8	冷暖房設備　その他のもの	15
		店内簡易設備	3				
2 機械及び装置		食料品製造業用設備	10	化学工業用設備		電子部品・デバイス又は電子回路製造業用設備	
		繊維工業用設備		臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5	光ディスク製造設備	6
		炭素繊維製造設備		塩化りん製造設備	4	プリント配線基板製造設備	6
		黒鉛化炉	3	活性炭製造設備	5	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5
		その他の設備	7	ゼラチン又はにかわ製造設備	5	その他の設備	8
		その他の設備	7	半導体用フォトレジスト製造設備	5	道路貨物運送業用設備	12
		木材又は木製品製造業用設備	8	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5	運輸に附帯するサービス業用設備	10
		印刷業又は印刷関連業用設備		その他の設備	8	飲食料品小売業用設備	9
		デジタル印刷システム設備	4	生産用機械器具製造業用設備		その他の小売業用設備	
		製本業用設備	7	金属加工機械製造設備	9	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
		新聞業用設備		その他の設備	12	その他の設備	
		モノタイプ、写真又は通信設備	3	業務用機械器具製造業用設備	7	主として金属製のもの	17
		その他の設備	10	電気機械器具製造業用設備	7	その他のもの	8
		その他の設備	10	情報通信機械器具製造業用設備	8		
		プラスチック製品製造業用設備	8	輸送用機械器具製造業用設備	9	宿泊業用設備	10
		ゴム製品製造業用設備	9	農業用設備	7	飲食店用設備	8
		金属製品製造業用設備		林業用設備	5	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
		金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6	自動車整備業用設備	15		
		その他の設備	10	太陽光発電設備	17		
		はん用機械器具製造業用設備	12				
3 船舶		モーターボート	4	ボート・ヨット	5		
5 車両及び運搬具		フォークリフト ※償却資産の対象は大型のみ	4				
6 工具、器具及び備品	工具	金型	2	切削工具	2	治具・取付工具	3
		測定又は検査工具	5				
	器具及び備品	事務机・椅子・キャビネット　金属製	15	複写機（コピー機）・ファクシミリ・レジスター・タイムレコーダー等	5	広告器具　金属製	10
		事務机・椅子・キャビネット　その他	8			広告器具　その他	5
		応接セット　接客業用	5	電子計算機　パソコン	4	金庫　手さげ金庫	5
		応接セット　その他	8	電子計算機　その他	5	金庫　その他	20
		陳列棚・ケース　冷凍・冷蔵機付	6	インターホン・放送用設備	6	理・美容機器	5
		陳列棚・ケース　その他	8	電話設備　デジタルボタン交換設備	6	レントゲン　移動式・救急医療用	4
		テレビ・ステレオ等音響機器	5	通信機器　その他	10	レントゲン　その他	6
		冷暖房用機器（ルームクーラー等）	6	試験・測定機器	5	歯科診療用ユニット	7
		電気冷蔵庫・洗濯機・その他電気・ガス機器	6	カメラ・映写機・望遠鏡	5	自動販売機・両替機	5
				写真製作機器	8	簡易焼却炉	5
		カーテン・寝具等繊維製品	3	看板・ネオンサイン	3		

なお、この償却資産の範囲は、法人税確定申告書別表16（一）、（二）〈減価償却額の計算〉または所得税確定申告の減価償却費の計算欄に記入された資産から、固定資産税が課税される家屋、自動車税及び軽自動車税が課税される自動車等を除いたものにおおむね一致します。

減　価　残　存　率　表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
			26	0.957	0.915
2	0.658	0.316	27	0.959	0.918
3	0.732	0.464	28	0.960	0.921
4	0.781	0.562	29	0.962	0.924
5	0.815	0.631	30	0.963	0.926
6	0.840	0.681	31	0.964	0.928
7	0.860	0.720	32	0.965	0.931
8	0.875	0.750	33	0.966	0.933
9	0.887	0.774	34	0.967	0.934
10	0.897	0.794	35	0.968	0.936
11	0.905	0.811	36	0.969	0.938
12	0.912	0.825	37	0.970	0.940
13	0.919	0.838	38	0.970	0.941
14	0.924	0.848	39	0.971	0.943
15	0.929	0.858	40	0.972	0.944
16	0.933	0.866	41	0.972	0.945
17	0.936	0.873	42	0.973	0.947
18	0.940	0.880	43	0.974	0.948
19	0.943	0.886	44	0.974	0.949
20	0.945	0.891	45	0.975	0.950
21	0.948	0.896	46	0.975	0.951
22	0.950	0.901	47	0.976	0.952
23	0.952	0.905	48	0.976	0.953
24	0.954	0.908	49	0.977	0.954
25	0.956	0.912	50	0.977	0.955

※　減価残存率の前年中取得のものは（1 － $\frac{\text{減価率}}{2}$）より算出した率です。

減価残存率の前年前取得のものは（1 －減価率）より算出した率です。

償却資産申告書の記載例

3．事業種目　事業種目を具体的に記載してください。法人の場合は、資本金又は出資金等の額を記載してください。

4．事業開始年月　個人の場合は事業を開始した年月を、法人の場合は設立年月を記載してください。

5．この申告に応答する者の係及び氏名　この申告内容に直接応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

6．税理士等の氏名　経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

1．住所　2．氏名

印字されている住所・氏名が誤っている場合は訂正してください。

電話番号を記載してください。

屋号があれば記載してください。

取得価額

(イ)「前年前に取得したもの」

令和８年１月１日以前に取得した資産の取得価額の合計を記載してください。

(ロ)「前年中に減少したもの」

令和８年１月２日から令和９年１月１日までの間に減少した資産の取得価額の合計を記載してください。

(ハ)「前年中に取得したもの」

令和８年１月２日から令和９年１月１日までの間に取得した資産の取得価額を記載してください。

受付印

（あて先）小牧市長

令和 9 年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付　処理　保存

第二十六号様式（提出用）

個人番号 又は 法人番号 ㊞ ※所有者コード

所有者

1 住所（又は納税通知書送達先）　こまきしほりのうち3ちょうめ1ばんち　小牧市堀の内三丁目1番地　（電話 0568-72-2101）

2 氏名（法人にあっては その名称及び代表者の氏名）　こまきかぶしきがいしゃ　小牧株式会社　こまきたろう　小牧太郎　（屋号）

3 事業種目（資本金等の額）　鉄工所　（3 百万円）

4 事業開始年月　S45 年 7 月

5 この申告に応答する者の係及び氏名　小牧花子　（電話 72-2101）

6 税理士等の氏名　小牧二郎　（電話 76-1115）

7 短縮耐用年数の承認　有・(無)

8 増加償却の届出　有・(無)

9 非課税該当資産　有・(無)

10 課税標準の特例　有・(無)

11 特別償却又は準備金　有・(無)

12 税務会計上の償却方法　(定率法)・定額法

13 青色申告　(有)・無

資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (イ)－(ロ)＋(ハ) (ニ)
1 構築物				
2 機械及び装置	2300000	300000	430000	2430000
3 船舶	36350000	1230000	2200000	37320000
4 航空機				
5 車両及び運搬具			4290000	4290000
6 工具、器具及び備品	2550000	185000	715000	3080000
7 合計	41200000	1715000	7635000	47120000

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

記載する必要はありません。
ただし、電算処理により全資産申告をされる場合は記載してください。

14 市（区）町村内における事業所等資産の所在地　(1) 小牧市堀の内三丁目1番地　(2)　(3)

15 借用資産　(有)・無　貸主の名称等　小牧リース株式会社　小牧市元町三丁目4番地

16 事業所用家屋の所有区分　(自己所有)・借家

17 備考（添付書類等）該当する項目に○をつけてください。
(1) 資産の増減あり　2 資産の増減なし　3 該当資産なし
4 廃業・解散・転出等（平成　年　月　日）
5 税制改正による耐用年数の修正　(あり)・なし

7～13　該当する方を○で囲んでください。

7．短縮耐用年数　国税局長の承認を受け耐用年数の短縮を行っている資産。「有」の場合、「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付。

8．増加償却　税務署長に増加償却の届出を行っている資産。「有」の場合、「増加償却届出書」の写しを添付。

9．非課税該当資産　地方税法第 348 条に該当する資産。「有」の場合、「固定資産税・都市計画税非課税申告書」を非課税事由の証明となる添付資料とともに提出。なお、該当資産の価額等はこの申告に含めないこと。

10．課税標準の特例　地方税法第 349 条の３及び法附則第 15 条等の規定に該当する資産。「有」の場合、「固定資産税課税標準特例適用申告書」を提出し、種類別明細書の摘要欄に対象資産である旨を記載。

14．資産の所在地　資産所在地を記載

15．借用資産　借用資産の有無について該当する方を○で囲み、「有」の場合、貸主の住所、名称等を記載。

16．事業用家屋の所有区分

該当する方を○で囲む。

17．備考

該当する項目を○で囲む。また、次のような事項に当てはまる場合は、この欄に記入してください。

①前年中に所有者（個人）が死亡し、資産を相続した場合　→　被相続人の死亡日及び、相続人の氏名を記入

②前年中に法人の合併等で所有者の変更があった場合　→　旧所有者の名称・住所、所有者変更事由発生年月日を記入

③翌年以降、申告書の送付を希望しない場合　→　「来年度以降、申告書送付不要」と記入

④その他、この申告に必要な事項及び、償却資産の評価について参考となる事項がある場合　→　詳細を記入

※登記上の所在地（個人の場合は、住民票上の住所）と異なるところへの納税通知書の送付を希望される場合は、別途「納税通知書等送付先届出書」の提出が必要です。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例

資産の名称等
資産の追加・修正の際は、資産の名称及び規格等を漢字、ひらがな、カタカナ、数字又はアルファベットで記載してください。
また、各資産の種類の間は１行あけて記載してください。

取得年月
資産を実際に取得した年月を記載してください。
年号は数字で記載してください。
３　昭和　　４　平成
５　令和

取得価額
資産の取得価額を記載してください。
資産の取得に要した荷造費、輸送費、据付費、運送保険料などの附帯費があればこれらも含めて記載してください。
また、圧縮記帳の制度は、認められませんので、圧縮額を含めてください。

耐用年数
耐用年数表による耐用年数を記載してください。
なお、中古資産で見積耐用年数を適用している資産はその耐用年数。
短縮耐用年数による場合は、国税局長の承認通知書の写しを添付してください。

資産コード
記載する必要はありません。

所有者コード
記載する必要はありません。

数量
資産の数量を記載してください。

所有者名
氏名又は名称を記載してください。
また、ページ数も記載してください。

資産の種類
数字で記載してください。
1　構築物
2　機械及び装置
3　船舶
4　航空機
5　車両及び運搬具
6　工具、器具及び備品

増加事由
1　新品取得
2　中古品取得
3　移動による受入れ
4　その他
いずれかを○で囲んでください。
なお、記載のない場合は、「１」で登録します。

資産が減少した場合
明細書に印字のされている該当の資産を二重線で抹消してください。
（注）行番号、資産の種類、資産コードは消さないでください。

資産の項目を修正する場合
明細書に印字のされている資産の修正すべき箇所を二重線で抹消し、その上に修正後のデータを記載してください。
※印字されている一行の資産の一部が減少した場合は、数量と取得価額を二重線で抹消し、残った数量と取得価額をその上に記入してください。

資産が増加した場合
明細書の余白に印字の例にならい記載してください。

令和 9 年度

第二十六号様式別表一（提出用）

所有者コード

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名　小牧株式会社　　1 枚のうち 1 枚目

行番	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	取得年月 年	取得年月 月	取得価額 百万 千 円	耐用年数	価額 百万 千 円	課税標準の特例率 コード	課税標準額 百万 千 円	増加事由	摘要
01	1	100001	アスファルト　ホソウ	14	7	10		1075200	10				1・2・3・4	
02	2	200001	ジムヨウキキセイゾウセツビ	14	7	10		1000000	7				1・2・3・4	
03	2	200002	ブルドーザー	14	24	10		12000000	~~8~~ 7				1・2・3・4	2517
04	6	600001	~~ニダン　カウンター~~	~~14~~	~~7~~	~~10~~		~~245000~~	~~8~~				1・2・3・4	R8.7除却
05	6	600002	カベウメコミソウゴウアンナイバン	14	7	10		275000	10				1・2・3・4	
06	6	600003	ボトルダナ	24	7	10		448000	8				1・2・3・4	
07	6	600004	ショッキ　トダナ	24	7	10		546000	~~8~~ 10				1・2・3・4	耐用年数誤り
08	6	600005	ニダンカウンター	~~2~~ 1	4	7	10	~~602000~~ 301000	10				1・2・3・4	一部除却
09													1・2・3・4	
10	1		コンクリート舗装	15	8	3		350000	15				①・2・3・4	
11													1・2・3・4	
12	2		集塵機	14	16	2		500000	7				1・2・③・4	名古屋より移動
13	2		高速旋盤	15	8	10		1850000	4				1・②・3・4	中古
14													1・2・3・4	
15	6		複写機	15	7	3		400000	5				①・2・3・4	前年度申告もれ
16	6		ルームクーラー	15	8	10		500000	6				①・2・3・4	
17													1・2・3・4	
18													1・2・3・4	
合計				~~11~~ 14				~~16191200~~ 19245200						

価額・課税標準額
記載する必要はありません。
ただし、電算処理により全資産申告をされる場合には記載してください。

摘要
以下のような場合には摘要欄にその旨記載してください。
- 特例・非課税・増加償却・短縮耐用年数等の特殊な資産
- 転入資産とその年月
- 転出・除去資産とその年月
- 中古資産である場合
- 申告もれ資産
- 旧耐用年数
- その他参考となる事項

（旧耐用年数について）
平成20年度・25年度税制改正により耐用年数が変更となった資産については、摘要欄に旧耐用年数を記載してください。
[例]平成20年度旧耐用年数12年→2012
平成20年度旧耐用年数 7年→2007
平成25年度旧耐用年数17年→2517
※以前に旧耐用年数を申告された方は印字されています。

【留意事項】

前年度申告された場合
→ 前年までの資産が印字されています。下記の記載例にならい記載してください。

新たに申告される場合
→ 令和９年1月1日現在に所有しているすべての資産を下記の記載例にならい記載してください。

※独自の様式で申告される場合
→ 増加資産明細書、減少資産明細書を作成されている場合は提出をお願いいたします。

償却資産申告のチェックリスト

申告書の提出前に以下について確認の上、
早めの提出にご協力をお願いします。



【償却資産申告書】

以下の項目について、記入漏れはありませんか？

- □　住所（又は納税通知書送付先）、氏名
- □　事業開始年月
- □　申告に応答する者の係及び氏名、連絡先
- □　税理士等の氏名、連絡先（税理士等に経理を委託されている場合）
- □　小牧市内における事業所等資産の所在地
- □　借用資産の有無（「有」の場合は貸主の名称等を記入）
- □　事業所用家屋の所有区分
- □　備考（必要な場合のみ）
- □　前年中の資産の増減
- □　取得価額

【種類別明細書】

以下の項目について、記入漏れはありませんか？

- □　資産種類、資産名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数
- □　取得資産の増加事由欄（該当する数字に〇）
- □　摘要（「〇年〇月相続」「〇年〇月△△市より転入」など）

【添付書類】

以下の資産をお持ちの場合は、同時に必要書類の提出をお願いします。

- □ 非課税の資産がある場合・・・・・・・・・・・・非課税申告書等
- □ 課税標準の特例を受ける資産がある場合・・・・特例適用申告書等

【その他】

□郵送での申告で申告書控えの返送を希望される場合は、控えの申告書及び返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を同封されていますか？

↓申告書を郵送される際、切り取って封筒に貼付してご使用ください。

４８５－８６５０

小牧市役所　総務部

課税課（固定資産部門）償却資産担当　行

償却資産申告書在中